



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありまますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先

北海道庁建設部 道路課 道路管理課 計画課 ☎011-22-5104

<http://www.kkr.edt.go.jp/tokushu/yamochiawase/gouken.html>